

議事要旨(4)特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に西川専門委員長より、特別目的会社専門委員会の超短期プロジェクトである投資事業組合の連結については、今回は前回に引き続き文案の修正を議論するとともに、有限責任事業組合(LLP)、合同会社(LLC)への出資の連結上の会計処理について、投資事業組合の取扱いを参照しているために合わせて検討を行っていること、ならびにこれらの実務対応報告については次回の委員会にて議決公表したい旨の説明がなされた。

引き続き、秋葉統括研究員より、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」に基づき、投資事業組合の連結についての検討状況の説明がなされた。その後、五反田屋専門研究員より、「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に基づき、LLP、LLCの出資者の会計処理についての検討状況の説明がなされた。

1. 投資事業組合の支配力基準及び影響力基準

- ・ 当該案では、投資事業組合に対しても、会社と同様に、支配力基準及び影響力基準を適用するが、投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、意思決定を行う出資者が業務執行の決定も直接行うことなどから株式会社で議決権を想定している連結原則等を基本的には業務執行の権限を用いることによって判断することが適当であるとしており、すなわち、業務執行者の子会社に該当するケースを列挙している(Q1の2)。前回の委員会におけるドラフトでは「業務執行組員」という用語が用いられていたが、必ず組員であるとは限らないため、「業務執行者」という文言に改められた。
- ・ 投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであると認められる場合の例として示している業務執行者の執行する業務が管理業務に準ずると認められる場合においては、個別上、総額法を採用する旨が示されていたが、前回の委員会での議論を受け、これは、業務執行組員については出資者であり、かつ、業務執行していることからという理由が加えられた(Q2の(2))。
- ・ 前回の委員会におけるドラフトに、投資事業組合が直前連結会計年度以降に組成されている場合には、直前連結会計年度において支配に該当しておらず、かつ、当連結会計年度または翌連結会計年度に解散が予定されているときであっても、当該投資事業組合の存続期間の大部分を支配していることになるため、支配が一時的であることには該当しないことに留意する旨が加えられた(Q4)。
- ・ さらに、実務対応報告の適用により、これまで行ってきた会計処理と異なる場合には、これまでの会計処理が明らかに不合理であると認められる場合を除き、会計基準の変更による会計方針の変更として取り扱うことを明示している。

この投資事業組合の連結に対して委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のとおりである。

- ・ Q2の(2)は、業務執行組員が総額法を採用することとするとしているが、実務では3つの処理が行われているため、少なくとも重要性が乏しい場合を除く旨を示すべきではないかという指摘があった。これに対して事務局からは、そのように文言を補うとの回答がなされた。
- ・ 実務対応報告案の中で、出資者、出資者等の用語がそれぞれ出てくるので、同じ意味であるならば用語を統一するか、早い段階で定義する必要があるのではないかと

との指摘があった。これに対して事務局からは、基本的に、用語は意図があって使い分けているが、整理したいとの回答がなされた。

- ・ 子会社が、ある匿名組合事業の営業者となっていて、当該子会社の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属するような場合には、当該子会社を連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れがあると認められるときに該当するのではないかと指摘がなされた。これに対して事務局からは、投資事業組合の連結の問題ではないが、現行の実務を確認するよう Q5(連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れのある会社等)に記載する旨が回答された。

2. LLP、LLC の連結

- ・ LLC は他の持分会社と同様に、会社法第 2 条第 1 号に定める会社であり、子会社または関連会社に該当するかどうかについては、支配力基準または影響力基準によって判定することとなる。その際 LLC については、原則として株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、意思決定を行う出資者が業務執行の決定も直接行うことから、株式会社における議決権を想定している連結原則を LLC に適用する場合には、基本的には業務執行の権限を用いることによって、当該 LLC に対する支配力又は影響力を判断することが適当である (Q4)。
- ・ LLC における業務執行の決定は、社員の過半数をもって行われるが、定款の別段の定めにより他に業務を執行する社員がおらず、ある出資者が業務執行組合員として業務の執行を決定し、財務及び営業または事業の方針を決定している場合には、当該出資者が LLC を支配していることから、当該 LLC は業務執行組合員の子会社に該当する。こうした考え方については投資事業組合の実務対応報告のどの部分を参照することになるのかという指摘があったため、参照している箇所を本実務対応報告において明示した (Q4)。
- ・ LLC の連結上の会計処理は、株式会社と同様に、連結原則に従って行われる旨を明示した (Q4)。
- ・ LLP、LLC の連結に対する委員等からの発言や質問はなかった。

以 上